

令和元年8月29日現在

機関番号：33501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2018

課題番号：26463538

研究課題名（和文）触法精神障害者の地域生活における現状と地域支援体制の確立に向けた基礎研究

研究課題名（英文）Fundamental researches for the establishment of the present conditions in the life of mentally disordered offenders and the local support system

研究代表者

宮城 純子（Miyagi, Junko）

帝京科学大学・医療科学部・教授

研究者番号：60433893

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、地域で生活する触法精神障害者とその家族、また地域で支援する医療者を対象に、対象者が地域生活を送る上でどのような支援が必要であるのか、また対象者の家族が抱える困難やニーズを抽出し、さらに、触法精神障害者を地域で支援する医療者の触法精神障害者に対する認知を明らかにすることで、触法精神障害者の地域生活における効果的な支援体制の制度化に向けた基礎資料を得ることである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

地域で生活する触法精神障害者とその家族、また地域で支援する医療者を対象に、対象者が地域生活を送る上でどのような支援が必要であるのか、また対象者の家族が抱える困難やニーズを抽出し、さらに、触法精神障害者を地域で支援する医療者の触法精神障害者に対する認知を明らかにすることで地域支援体制の強化を図ることにつながると考えられる。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to examine the support that mentally disordered offenders needs to live in the community, and the difficulties that their family has, targeting mentally disordered offenders and their families living in the area. It became clear that families were facing the disease and the patient while following the steps and was involved with the surroundings through those steps. Since there are discrepancies between the actual situation and the support, we consider the support satisfying the actual situation is necessary.

研究分野：精神看護学

キーワード：触法精神障害者 司法精神医療 家族

1. 研究開始当初の背景

我が国では、重大な他害行為を行った精神障害者に対しては「心神喪失者等医療観察法」が適用され、入院医療においても地域医療においても、社会復帰を目標においた専門的医療の提供がされるようになった。触法精神障害者の社会復帰支援体制が不十分であった我が国にとって、同法により社会復帰が明文化、制度化されたことの意義は非常に大きい。実際に指定入院医療処遇中の再入院例も多く、(松原,2006、平田,2008、藤村,2009)触法精神障害者の地域生活支援体制は、必ずしも確立したとは言えない状況になっている。

触法精神障害者が地域で生活するためには、対象者の生活能力の改善のみならず、家族による支援や、対象者と家族を支える訪問看護活動などの社会資源の活用などが必要である。研究者らは、触法精神障害者に関する認知に関して医療関係者を対象に研究を行ってきた(宮城ら,2008,2009,2010)。その中で対象者との接触経験の有無や接触回数によって触法精神障害者に対する認知が異なることを見出している。また看護する看護師は、触法精神障害者を過去の触法行為があることによってそれらを考慮した、社会復帰させるための関わりや看護を行っており、さらに過去の行為は病気ゆえの行為という認知をしていた。先行研究では看護職者の精神障害者に対する negative な認知が社会復帰に向けた支援阻害要因である可能性があり、同時に触法精神障害者を取り巻く環境の背景には、家族が他害行為の被害者でもあり支援者である場合が多いこと、家族が対象者と疎遠になりやすいこと、心神喪失者等医療観察法制定時には、精神障害者自身の声が反映されていないことが明らかになっている。したがって触法精神障害者の地域支援には、本人の生活能力の強化のみならず、家族支援やさらに対象者をサポートする側の認知や抱える課題を抽出していくことが地域生活の基盤の強化につながると考えた。一方で精神障害者の他害行為は、家族に向けられることが多く、家族は被害者でもあり過酷な立場である。そのため触法精神障害者が社会復帰する場合に、触法精神障害者の社会復帰を阻害する要因につながっていく可能性があることが推測される。このため触法精神障害者の家族にも着目した研究が必要であると考えられた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、地域で生活する触法精神障害者とその家族、また地域で支援する医療者を対象に、対象者が地域生活を送る上でどのような支援が必要であるのか、また対象者の家族が抱える困難やニーズを抽出し、さらに、触法精神障害者を地域で支援する医療者の触法精神障害者に対する認知を明らかにすることで、触法精神障害者の地域生活における効果的な支援体制の制度化に向けた基礎資料を得ることである。

3. 研究の方法

本研究は、(1)触法行為を行い入院を経験したのちに地域生活を送る触法精神障害者の生活に関する実態調査 (2)触法行為を行った家族に対するインタビュー調査 (3)地域生活を支える医療者の触法行為を行った精神障害者に対するアンケート調査、の3つのパートに分け統合評価を行う。

- (1)入院時におけるカルテ調査用と外来調査用の調査用紙を作成しそれに沿ってデータ収集
- (2)精神障害者家族会に参加する触法行為を行った家族に対するインタビュー調査。(3)地域生活を支える医療者に対するアンケート調査。

4. 研究成果

(1)触法行為を行い入院を経験したのち地域生活を送る触法精神障害者の生活に関する実態調査では、疾患別では統合失調症が多く触法行為は家族に向けられる傾向であり、再入院を繰り返している傾向であった。退院後はデイケアへの参加や、依存症によるものではダルクにつながるケースもみられた。十分なデータ数からの検討がなされていないことから成果とはいえ引き続きデータ収集予定である。

(2)触法行為を行った家族に対する調査では、患者と同居していた家族が多かった。家族は段階を踏みながら病気と患者に向き合い、段階を経て周囲と関わっていることが明らかになった。また患者の触法行為に対する罪悪感や葛藤を感じ家族会からの情報提供を必要としていた。家族にとって実情と支援の不一致などもありタイムリーに実情にそった支援が必要だと考えられた。

(3)地域生活を支える医療者に対するアンケート調査では、現在、訪問看護師、デイケアに関連するスタッフ等に調査票を配準備中であり解析を行っていく予定である。事業所におけるサービスの違いや、精神疾患患者の受け入れ状況、スタッフの精神科経験年数などの差異から対象者をどのように捉えどのようなケアを行っているのか、対象者に対してきめ細やかなケアを行うためには何を充実すべきか(ハード面・ソフト面・研修内容など)について検討する。

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計1件)

Junko Miyagi, Junko Koike, Yoji Nakatani: Effective support for families of mentally disordered offenders in Japan. International law and mental Health 33th International congress. Prague,2017

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：半澤節子

ローマ字氏名：HANZAWA SETSUKO

所属研究機関：自治医科大学

部局名：看護学部

職名：教授

研究者番号(8桁): 503256677

研究分担者氏名：小池 純子

ローマ字氏名：KOIKE JUNKO

所属研究機関：国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所

部局名：司法精神医療研究部

職名：流動研究員

研究者番号(8桁): 00617467

研究分担者氏名：相澤 和美

ローマ字氏名：AIZAWA KAZUMI

所属研究機関：国際医療福祉大学

部局名：看護学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：40296520

（2）連携協力者

連携協力者氏名：寺田 美紀

ローマ字氏名：TERADA MIKI

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。